

## 転校手続きについて 〔市外へ転出入するとき〕

現在お住まいの市・区役所 町・村役場

市民課で転出の届出をする。



教育委員会で転校の手続きをする。

《**児童・生徒の転校について**》の書類を受け取る。



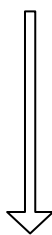
現在通学している小・中学校

教育委員会で受け取った《**児童・生徒の転校について**》の書類を提出する。



《**在学証明書**》 《**教科書給与証明書**》を受け取る。

※現在ご使用の教科書は引き続き使用する場合もありますので、  
転出先の使用教科書がわかるまで処分しないようお願いします。



転出先市・区役所 町・村役場

市民課で転入の手続きをする。



教育委員会で転校（転入学）の手続きをする。

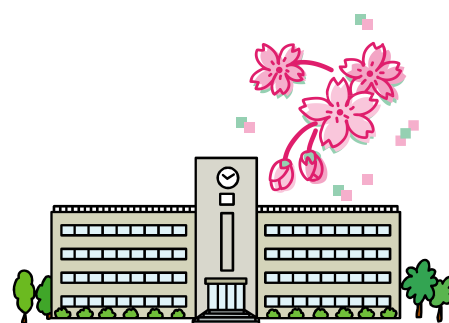
《**児童・生徒の転校について**》の書類を受け取る。



教育委員会で指定された学校へ

教育委員会で受け取った《**児童・生徒の転校について**》の書類と、  
転出した学校で受け取った《**在学証明書**》 《**教科書給与証明書**》を提出する。

★転出の手続きは、市区町村によって異なる場合がありますので、  
各市区町村の指示に従ってください。



新座市教育委員会 学務課

TEL 048-477-1111

内線 1863・1864